

# 国立国会図書館

## 英国の EU 離脱と日本への経済的影響

調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 916 (2016. 8. 2.)

- |                           |                  |
|---------------------------|------------------|
| はじめに                      | 2 英国、EU 及び世界への影響 |
| I 英国と EU                  | III 日本への経済的影響    |
| 1 英国と EU をめぐるこれまでの経緯      | 1 日英及び日 EU の経済関係 |
| 2 EU 離脱に係る国民投票            | 2 マクロ面の影響        |
| 3 EU 脱退の手続と英国の脱退に伴う制度変更   | 3 ミクロ面の影響        |
| II 英国の EU 離脱がもたらす世界経済への影響 | おわりに             |
| 1 英国と EU の経済関係            |                  |

- 2016年6月23日の国民投票において、英国国民はEU離脱(Brexit)を選択した。Brexitの報によって、世界の為替市場や株式市場は大きく変動した。
- キャメロン首相の退陣を受け、7月13日にメイ氏が新首相に就任した。英国は、正式な離脱通知後、原則2年とされるEU離脱交渉を進め、離脱後のEUやEU域外国(地域)との新しい関係の枠組みを構築することになる。
- 経済への影響は、離脱後の新しい枠組み次第である。当面は交渉の行方が不透明であるため、企業の新規投資の見送りや、消費者マインド悪化によって経済に下押し圧力が生じることが懸念されている。英国や欧州へは多数の日本企業が進出しており、今後の帰趨(すう)が注目されている。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

第916号

## はじめに

2016年6月23日に行われた、EU 残留か離脱かを問う国民投票で、英国国民は EU 離脱を選択した。翌日の英国選挙管理委員会の公式発表によると、最終投票率は 72.2%、内訳は、「離脱」が 51.9%、17,410,742 票、「残留」が 48.1%、16,141,241 票であった<sup>1</sup>。投票結果を受けて 24 日、残留を訴えてきたキャメロン (David Cameron) 首相は辞意を表明した<sup>2</sup>。1950 年代から拡大・深化をたどってきた欧州統合の歴史は岐路に立たされたといえる。

かねてから離脱派と残留派のきつ抗が伝えられていたとはいえ、英国の EU 離脱、“Brexit”<sup>3</sup>の報は、当の英国国内に、そして欧州、全世界に衝撃を与えた。結果が判明した直後の動揺は大きく、世界の為替市場や株式市場は混乱に陥った。日本も例外ではなく、直後は急激な円高・株安が進行した。

英国へは、日本から 1,000 社以上の企業が進出している<sup>4</sup>。英国を欧州の橋頭堡 (ほ) としている企業も多く、これらの企業にあっては、今後の欧州戦略の見直しもささやかれている<sup>5</sup>。

本稿は、英国と EU の関係、今回の国民投票に至る経緯、EU 離脱に係る手続と制度変更等を整理した上で、EU 離脱がもたらす英国及び世界経済への影響、さらに日本経済とりわけ日本企業への影響について、事実関係を中心にまとめるものである。

## I 英国と EU

### 1 英国と EU をめぐるこれまでの経緯

欧州統合の歩みは、1952 年にフランスや西ドイツ (当時) など 6 か国により、石炭と鉄鋼の共同管理を目的として発足した、欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC) を原点とする。加盟国の主権の一部を移譲して超国家的な共同体を作るという試みがここから始まり、1958 年には欧州経済共同体 (EEC) と欧州原子力共同体 (EURATOM) が設立された。当初不参加の方針を採っていた英国は、1961 年に EEC に加盟を申請し、10 年越しの交渉を経て 1973 年に当時の欧州共同体 (EC)<sup>6</sup>に加盟した。1975 年には EC 残留の是非を問う国民投票が行われたが、残留賛成 67.2%、反対 32.8%で残留派が勝利を収め、英国議会で EC 残留が議決された<sup>7</sup>。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は 2016 年 7 月 20 日である。なお、肩書は全て当時のものである。

<sup>1</sup> “Official result of the EU Referendum is declared by Electoral Commission in Manchester,” 24 June 2016. Electoral Commission website <<http://www.electoralcommission.org.uk/i-am-a/journalist/electoral-commission-media-centre/news-releases-referendums/official-result-of-the-eu-referendum-is-declared-by-electoral-commission-in-manchester>>

<sup>2</sup> “EU referendum outcome: PM statement,” 24 June 2016. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/speeches/eu-referendum-outcome-pm-statement-24-june-2016>>

<sup>3</sup> Britain (英国) と Exit (退出する) を組み合わせた造語。

<sup>4</sup> 日系企業 (拠点) 数 1,021 (ただし、日本人が海外で興した企業 142 を含む)。外務省領事局政策課「海外在留邦人数調査統計 平成 28 年要約版」(2015.10.1 現在) 2016.6, pp.56, 112. <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000162700.pdf>>、現地法人数 875 (「2016 国別編 海外進出企業総覧」『週刊東洋経済』6654 号, 2016.4.21, p.1746.)。

<sup>5</sup> 例えば、「日本企業、英戦略練り直し」『日本経済新聞』2016.6.25; 「英「EU 離脱」多数 企業戦略見直し 生産拠点 英撤退も視野」『読売新聞』2016.6.25。

<sup>6</sup> ブリュッセル条約 (Traité instituant un Conseil unique et une Commission unique des Communautés européennes. 1965 年 4 月 8 日署名、1967 年 7 月 1 日発効) により運営機関が統合された 3 つの共同体 (ECSC、EEC、EURATOM) の総称 (European Communities)。

<sup>7</sup> 山田邦夫「英国における対 EU 関係の見直し—権限バランスレビューと「残留・離脱」国民投票—」『レファレンス』780 号, 2016.1, p.67. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9616693\\_po\\_078004.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9616693_po_078004.pdf?contentNo=1)>

その後の欧州統合深化の過程に参加しながらも、英国は複数の適用除外（オプトアウト）を獲得して特別な立場を維持してきた（表 1）。例えば、英国は、域内国境における出入国管理を撤廃し人の自由移動を実現するため 1995 年に施行されたシェンゲン協定<sup>8</sup>に参加していない。警察・刑事司法協力を含む EU の自由・安全・司法領域の関連規定についてもオプトアウトが原則として認められている。また経済通貨同盟の分野では、1999 年に導入された単一通貨ユーロに参加していない。2011 年 7 月には、EU 条約又は EU 運営条約<sup>9</sup>の改正等により将来英国の権限が更に EU に移管される場合には、その同意前に国民投票による国民の承認を必要とすることを定めた 2011 年欧州連合法<sup>10</sup>が制定されている。

表 1 英国・EU 関係の主な経緯

1951 年 4 月	欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）条約署名（1952 年 7 月発効）
1957 年 3 月	欧州経済共同体（EEC）条約、欧州原子力共同体（EURATOM）条約署名（1958 年 1 月発効）
1967 年 7 月	3 つの共同体を統合し、欧州共同体（EC）が発足
1973 年 1 月	英国が EC に加盟
1975 年 6 月	英国で EC 残留の是非を問う国民投票実施（残留賛成 67.2%、反対 32.8%）
1979 年 3 月	欧州通貨制度（EMS）発足、英国は為替相場メカニズム（ERM）に不参加
1985 年 6 月	シェンゲン協定署名（域内国境での検問の段階的撤廃に合意）。1990 年 6 月、シェンゲン協定実施協定署名を経て 1995 年 3 月にシェンゲン圏誕生。英国は不参加
1993 年 11 月	EU 条約（マーストリヒト条約）発効により EU 発足
1999 年 1 月	欧州単一通貨ユーロ導入（ユーロ紙幣・硬貨流通開始は 2002 年 1 月）、英国は不参加
2004 年 10 月	欧州憲法条約署名。フランスとオランダでの同条約批准の国民投票による否決を受けて 2005 年 6 月、英国は国民投票の実施を凍結。同条約は発効しなかった。
2007 年 12 月	リスボン条約署名（2009 年 12 月発効）
2011 年 7 月	英国、2011 年欧州連合法制定
2013 年 1 月	キャメロン首相、次の選挙（2015 年）で保守党が勝利した場合は EU 残留か離脱かを問う国民投票を行うことを表明（ブルームバーグ演説）
2015 年 11 月	キャメロン首相、英国の EU 改革要求 4 項目（経済ガバナンス、競争力、主権、移民）に関する書簡をトウスク（Donald Tusk）欧州理事会常任議長に提出
12 月	英国、2015 年欧州連合国民投票法制定（EU 残留か離脱かを問う国民投票の実施を規定）
2016 年 2 月	欧州理事会で EU 改革案に合意。合意翌日にキャメロン首相、6 月 23 日の国民投票実施を発表
6 月	英国で EU 残留の是非を問う国民投票実施（23 日）（離脱 51.9%、残留 48.1%）

（注）ゴシック体及び網掛け箇所は、英国に関する記載を示す。

（出典）各種資料を基に筆者作成。

## 2 EU 離脱に係る国民投票

### （1）背景

1980 年代以降、EU において社会政策や通貨など統合深化の動きが顕著になってきたことを受け、英国では、保守党内に、欧州統合に批判的な「欧州懐疑派」が台頭し、2010 年のキャメ

<sup>8</sup> 域内国境の段階的撤廃等に合意した 1985 年のシェンゲン協定と、1990 年のシェンゲン協定実施協定の 2 つを合わせて「シェンゲン協定」と呼び、これが適用される地域をシェンゲン圏、シェンゲン領域（Schengen Area）などと呼ぶ（“The Schengen area and cooperation.” EUR-Lex website <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=URISERV%3A133020>>）。

<sup>9</sup> EU 条約は EU の創設を定めたもので 1992 年 2 月 7 日署名、1993 年 11 月 1 日発効。EU 条約には、EU が同条約及び EU 運営条約に基づくことが規定されている。EU 条約と EU 運営条約の 2 つを総称して「EU 基本条約」と呼ばれ、現行の EU 基本条約は 2009 年 12 月 1 日に発効したリスボン条約による改正を受けたもの。（“Consolidated versions of the Treaty on European Union and the Treaty on the Functioning of the European Union,” *Official Journal of the European Union*, C 202, 7 June 2016. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ:C:2016:202:TOC>>）

<sup>10</sup> European Union Act 2011 (c.12). legislation.gov.UK website <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2011/12/contents/enacted>>; 河島太郎「【イギリス】2011 年欧州連合法の制定」『外国の立法』No.249-1, 2011.10, pp.10-11. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3050732\\_po\\_02490104.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050732_po_02490104.pdf?contentNo=1)>

ロン首相就任時には党内でその勢力を伸ばしていた<sup>11</sup>。2000年代に EU が中東欧諸国へ拡大して以降、これらの国々から英国への移民が急増したことや、2009年末以降のユーロ危機の深刻化を受けて、国民の EU への不信感が増していったといわれている<sup>12</sup>。また、英国の EU からの離脱を求める英国独立党 (UK Independence Party) が徐々に国民の支持を集め、2014年5月の欧州議会選挙では英国の議席数において第一党となった<sup>13</sup>。キャメロン首相は2013年1月、国民投票の実施を表明した。その背景には保守党内の欧州懐疑派からの圧力に抗しきれなかったという事情があったが<sup>14</sup>、首相自身は残留を支持することを訴えていた<sup>15</sup>。その後、2015年11月にキャメロン首相は EU 改革要求4項目<sup>16</sup>を欧州理事会に提出し、これに基づく交渉の結果、2016年2月に EU 改革案が合意された。2015年12月には、2015年欧州連合国民投票法<sup>17</sup>が制定された。

## (2) 争点

2016年4月15日から行われた国民投票のキャンペーンにおいて、ジョンソン (Boris Johnson) 前ロンドン市長、ゴープ (Michael Gove) 司法相 (いずれも保守党) やファラージ (Nigel Farage) 英国独立党党首を中心とする EU 離脱派は、「選挙により選出されたのではない EU 官僚が我々の法を作成している」と批判し、離脱により貿易、経済的規制、移民問題など EU 法により定められている政策の法的権限を取り戻せると主張した<sup>18</sup>。また、EU に対する週当たり3億5千万ポンド (約550億円<sup>19</sup>) の拠出金を国民保健サービスや学校教育といった英国の優先事項に使用できると訴えた<sup>20</sup>。

これに対しキャメロン首相やオズボーン (George Osborne) 財務相が率いる残留派は、経済・雇用面を中心に EU 残留のメリットや離脱のリスクを訴えた。英国における300万以上の雇用は他の EU 加盟国との貿易に関連している、英国の対外輸出額の約5割が EU 向けで欧州単一

<sup>11</sup> 欧州統合に対する保守党内「欧州懐疑派」の動きについては、山田 前掲注(7), pp.63-89 及び細谷雄一「イギリスの EU 離脱問題と国民投票」『世界経済評論』685号, 2016.7・8, pp.35-42 を参照。

<sup>12</sup> 若松邦弘「イギリス—政策の脱政治化と政治問題化のなかの EU 域内移民—」岡部みどり編著『人の国際移動と EU—地域統合は「国境」をどのように変えるのか?—』法律文化社, 2016, pp.79-90; 細谷 同上, p.38.

<sup>13</sup> 欧州議会は直接選挙により選出された欧州市民の代表で構成され、任期は5年。総議席数は751で、国別議席数が人口に比例して配分される。英国は73議席で、保守党19議席、労働党20議席、英国独立党24議席であった。

<sup>14</sup> 山田 前掲注(7), p.78.

<sup>15</sup> “David Cameron’s EU speech in full,” *Telegraph*, 23 Jan 2013. <<http://www.telegraph.co.uk/news/worldnews/europe/eu/9820230/David-Camersons-EU-speech-in-full.html>>

<sup>16</sup> 4項目とは経済ガバナンス、競争力、主権、移民であり、ユーロ圏諸国と非ユーロ圏諸国の平等原則の保証、ビジネスに対する規制撤廃、域内移民の流入抑制等が要求された (“A New Settlement for the United Kingdom in a Reformed European Union,” 10 November 2015. GOV.UK website <[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/475679/Donald\\_Tusk\\_letter.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/475679/Donald_Tusk_letter.pdf)>). なお、2月の合意では4項目のうち「移民」は「社会給付及び自由移動」に改称された (“A New Settlement for the United Kingdom within the European Union,” *Official Journal of the European Union*, C 69I, 23 February 2016. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ:C:2016:069I:TOC>>).

<sup>17</sup> European Union Referendum Act 2015 (c.36). legislation.gov.UK website <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2015/36/contents/enacted>>

<sup>18</sup> “Why should we Vote Leave on 23 June?” Vote Leave website <[http://www.voteleavetakecontrol.org/our\\_case](http://www.voteleavetakecontrol.org/our_case)> なお、EU 法とは、前掲注(9)にある基本条約を始めとした諸条約、規則、指令、決定、勧告、判例を含めた総称である。

<sup>19</sup> 1ポンドは158.05円 (2016年7月分報告省令レート) で算出。

<sup>20</sup> Vote Leave website, *op.cit.*(18) ただし、この3億5千万ポンドのうち、EU から英国への返還金や補助金等を差し引くと実際の負担額は半額以下であることが指摘されており、国民投票の翌日にファラージ党首が、上記の発言は離脱派の間違いであったと認めている。なお、欧州委員会ウェブサイトによると、2015年の拠出金額は年間約214億ユーロ (1ユーロは123.17円 (2016年7月分報告省令レート)) である (“EU expenditure and revenue 2014-2020.” <[http://ec.europa.eu/budget/figures/interactive/index\\_en.cfm](http://ec.europa.eu/budget/figures/interactive/index_en.cfm)>).

市場は 5 億の消費者を持つ世界最大の自由貿易地域であり、離脱により貿易に新たな関税や障壁が生じるなどと主張した。また、テロ・犯罪対策における EU 内の協力といった治安面のメリットや、EU 法による労働者の権利保護などもアピールした。<sup>21</sup>

### (3) 投票結果の傾向分析

今回の国民投票の結果を分析すると、年代別では若年層に残留派が多く、高齢層には離脱派が多いという傾向が見られた<sup>22</sup>。地域別では、英国の 12 地域<sup>23</sup>のうち残留派が多かったのはロンドン、スコットランド、北アイルランドで、それ以外では離脱派が多数となった<sup>24</sup>。また、教育水準や所得水準が高い層では残留派が多く、逆に低い層では離脱派が多かったとされる<sup>25</sup>。投票に際して重視した点としては、英国の独立性と他国との協調のバランス、雇用・投資・経済、移民問題への対応という回答が多かったとの調査がある<sup>26</sup>。

## 3 EU 脱退の手續と英国の脱退に伴う制度変更

### (1) EU 脱退の手續

今回の国民投票はあくまで諮問的なものと解されている<sup>27</sup>。EU 脱退のためには、議会における議決が必要という指摘と、議決を要さずに行政府は手續を進められるという指摘がある<sup>28</sup>。

EU との間の手続については、EU 条約<sup>29</sup>第 50 条において、いずれの加盟国も EU からの脱退を決定できることが規定されている<sup>30</sup>。同条に基づく英国の脱退手續は、以下のようになる（EU の組織については図 1 参照）。①英国が EU 脱退の意思を欧州理事会（首脳レベル）に通知する。②欧州理事会は、脱退に関する取決めを定める協定（脱退協定）の交渉指針を定める。③欧州委員会が EU 理事会（閣僚レベル）に交渉開始の勧告を提出。これを受けて EU 理事会は交渉の開始を許可し、EU 側の交渉担当者又は交渉団の長を決定する。④EU は英国と交渉を行い、脱退協定案を作成する。⑤EU 理事会は、欧州議会において脱退協定案の承認（過半数による）を得た後、特定多数決<sup>31</sup>により、EU を代表して締結する。⑥脱退協定の発効日に英国に対する EU 基本条約<sup>32</sup>の適用は終了する<sup>33</sup>。脱退協定が締結されない場合には、①の脱退意思の通知から 2 年後に適用が終了するが、欧州理事会が英国と同意した上でその期間の延長を全会

<sup>21</sup> “Why Britain is stronger in Europe.” Britain Stronger in Europe website <[https://d3n8a8pro7vhmx.cloudfront.net/in/pages/688/attachments/original/1455814559/160111\\_Why\\_Britain\\_Is\\_Stronger\\_In\\_Europe.pdf?1455814559](https://d3n8a8pro7vhmx.cloudfront.net/in/pages/688/attachments/original/1455814559/160111_Why_Britain_Is_Stronger_In_Europe.pdf?1455814559)>

<sup>22</sup> “EU referendum: The result in maps and charts,” 24 June 2016. BBC website <<http://www.bbc.com/news/uk-politics-36616028>>

<sup>23</sup> イングランドの 9 地域（region）とウェールズ、スコットランド及び北アイルランドを合わせた 12 地域を指す。

<sup>24</sup> “EU referendum results.” Electoral Commission website <<http://www.electoralcommission.org.uk/find-information-by-subject/elections-and-referendums/upcoming-elections-and-referendums/eu-referendum/electorate-and-count-information>>

<sup>25</sup> “How Britain Voted,” June 27, 2016. YouGov website <<https://yougov.co.uk/news/2016/06/27/how-britain-voted/>>

<sup>26</sup> “YouGov EU Referendum: On the Day Poll,” June 23, 2016. YouGov website <[https://d25d2506sfb94s.cloudfront.net/cumulus\\_uploads/document/640yx5m0rx/On\\_the\\_Day\\_FINAL\\_poll\\_forwebsite.pdf](https://d25d2506sfb94s.cloudfront.net/cumulus_uploads/document/640yx5m0rx/On_the_Day_FINAL_poll_forwebsite.pdf)>

<sup>27</sup> 山田 前掲注(7), p.84; Elise Uberoi, “European Union Referendum Bill 2015-16,” *Briefing Paper*, No.7212, House of Commons Library, 3 June 2015, p.25.

<sup>28</sup> Vaughne Miller and Arabella Lang, “Brexit: how does the Article 50 process work?” *Briefing Paper*, No.7551, House of Commons Library, 30 June, 2016, pp.10-14.

<sup>29</sup> 前掲注(9)参照。

<sup>30</sup> 離脱について、EU 条約第 50 条の英語版原文では「withdraw」という語を使用しており、同条の日本語訳では一般的に「脱退」とされるため、条約に基づく手續を解説した I 3 では「脱退」を使用する。

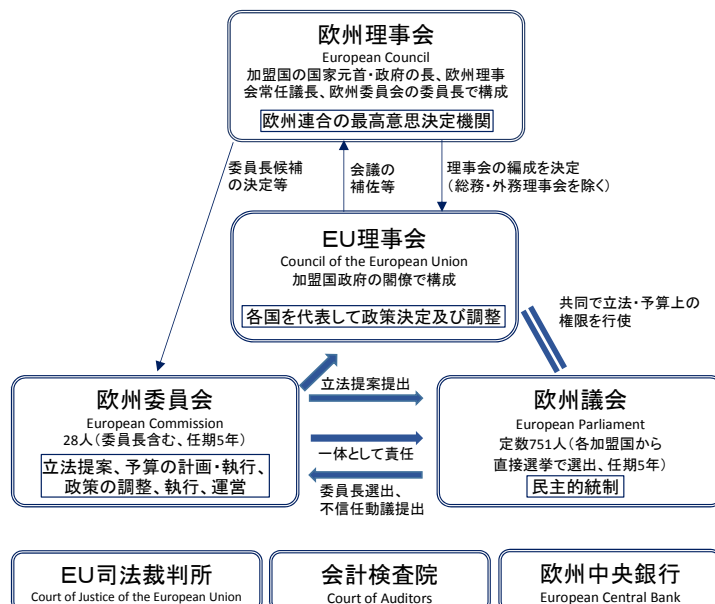
<sup>31</sup> 「投票に参加する加盟国を代表する EU 理事会構成員の少なくとも 72%以上で、かつ、投票に参加する加盟国の人口の 65%以上」の賛成が条件となる（EU 運営条約第 238 条第 3 項（b））。

<sup>32</sup> 前掲注(9)参照。

<sup>33</sup> 脱退した国が再加盟を求める場合は、加入について規定した EU 条約第 49 条の手續に従う。

一致により決定することができる。なお、同条に基づく交渉を行っている間、英国には EU 法が適用され続ける。

図 1 EU の組織



(出典) EU 条約、EU 運営条約、EU ウェブサイト等に基づいて作成。

(2) 脱退に伴う制度等の変更と今後の見通し

EU からの脱退に伴い、EU 法に由来する脱退国の権利・義務が消滅することになる。この処理については、EU 条約第 50 条に基づく脱退協定に委ねられているが、脱退協定にどのような内容を盛り込むのかは明記されておらず、また先例もない<sup>34</sup>。現在、英国では幅広い分野で EU 法が浸透しており、脱退後における英国と EU との新たな関係を構築する必要がある。この関係については、複数のシナリオが想定されている経済分野（II 章で後述）以外にも、EU 域内の他の加盟国に居住する英国国民の地位、逆に英国に居住する他の加盟国の国民の地位が問題となるほか、EU の警察・刑事司法協力の枠組みへの参加、域外外交政策での協力、EU 法に基づき締結された契約等の扱い、英国に所在する EU の機関の扱いなどが挙げられている<sup>35</sup>。さらに、EU 基本条約は少なくとも英国に関係する部分（条約の地理的適用範囲に関する規定や、英国に関する特別規定を定めた議定書）について改正が必要となる<sup>36</sup>。また、EU 法に由来する英国の国内法の維持・改廃についても検討が必要となる<sup>37</sup>。

<sup>34</sup> EU 条約第 50 条第 2 項には、脱退を決定した加盟国と EU との「将来的な関係の枠組みを考慮しつつ、その国の脱退に関する取決めを定める協定を締結する」と規定されている（岩沢雄司編集代表『国際条約集 2016 年版』有斐閣、2016、p.60.）。ただし、3 (1) で述べたとおり、脱退協定がない場合には脱退意思の通知から 2 年後に脱退の効果が生じるため、脱退協定は、「人々や企業や EU 諸国の法的利益を保護するために締結することが望ましい」ものの、「脱退権の存在や行使の前提条件ではない」とされる（中村民雄「EU 脱退の法的諸問題—Brexit を素材として—」福田耕治編著『EU の連帯とリスクガバナンス』成文堂、2016、p.109.）。

<sup>35</sup> HM Government “The process for withdrawing from the European Union,” Cm 9216, February 2016, pp.17-20. <<https://www.gov.uk/government/publications/the-process-for-withdrawing-from-the-european-union>>

<sup>36</sup> Adam Lazowski, “Withdrawal from the European Union and Alternatives to Membership,” *European Law Review*, vol.37 no.5, October 2012, p.529.

<sup>37</sup> Miller and Lang, *op.cit.*(28), pp.35-38.

前述のとおり、EU 脱退の手続は英国から欧州理事会に対する通知により開始される。7 月 13 日に、キャメロン（前）首相に代わって、メイ（Theresa Mary May）前内務相が新首相に就任し、EU 脱退の手続を担うことになった。欧州理事会は、新首相決定前から、通知はできるだけ早く行われるべきであり、通知があるまではいかなる交渉もできないとの共同声明を発表している<sup>38</sup>。メイ新首相は、英国政府の方針について検討を行った上で正式に脱退を通知するものと見られているが、その時期は不透明な状況である。また、今回の英国国民の選択が他の加盟国に波及し、域内で EU への反発や離脱を求める声が高まることや、これまで拡大を続けてきた EU が今後の新たな加盟を先送りする可能性なども指摘されている<sup>39</sup>。

## II 英国の EU 離脱がもたらす世界経済への影響

### 1 英国と EU の経済関係

EU 加盟国中、英国の人口（6500 万人）は独仏に次ぐ 3 位（12.7%）、名目 GDP（2 兆 5757 億ユーロ）はドイツに次ぐ 2 位（17.6%）、EU 予算への拠出金額（214 億ユーロ）はドイツに次ぐ 2 位（15.6%）に位置し、そのプレゼンスは大きい<sup>40</sup>。

現状では、英国を含む EU 域内は、財、サービス、資本、人の移動が自由な単一市場であり、域内関税の撤廃とともに、通関・出入国管理手続の簡素化（撤廃）、各種法制・規制・基準の調和（共通化）等により物理的、技術的障壁等が除去されている<sup>41</sup>。そのため、英国の財の輸出・輸入額及び、対内・対外直接投資残高の約 5 割を EU 加盟国が占めている。

また、英国は、対内直接投資残高世界第 2 位であり、EU 市場向けの中核拠点となっている。特に重要なのが、EU 域内の金融センターとしての役割である。現行の制度下では、英国に拠点を置き許可を受けた金融機関は他の EU 加盟国でも新たな許可は必要とせず金融サービス業務を行うことができるため（シングルパスポート）、世界の約 250 の金融機関が、シティを中心に EU 市場向け拠点を置いている。<sup>42</sup>

### 2 英国、EU 及び世界への影響

#### (1) 短期的な影響

国民投票の結果を受け、リスク回避の流れの中で、世界の株式市場は急落した。また、為替市場では英ポンドやユーロ、新興国通貨などが売られる一方、比較的安全とされる円、米ドルが逃避先として買われ、円高、ドル高が加速した。G7 が市場安定化のために協調体制を取ったこともあり、1 週間程度で離脱直後のパニック的なリスク回避の動きは収まったものの、その後、7 月上旬まで円高圧力は続いた。<sup>43</sup>

<sup>38</sup> “Informal meeting at 27 – Brussels, 29 June 2016 – Statement.” European Council website <<http://www.consilium.europa.eu/en/meetings/european-council/2016/06/28-29/>>

<sup>39</sup> 「EU 「離脱ドミノ」 警戒」『読売新聞』2016.6.25; 「EU、揺れる拡大路線」『日本経済新聞』2016.7.5 等。

<sup>40</sup> 人口、GDP、拠出金額（前掲注(20)のなお書き参照）は 2015 年時点の値。以下、英国と EU の各種経済指標は、EU 統計局・欧州委員会ウェブサイト、IMF 資料、『ジェトロ世界貿易投資報告』2015 年版、2015.9 等に掲載されている直近の数値を用いた。

<sup>41</sup> 経済産業省『平成 17 年版通商白書』2005, pp.285-291. <[http://www.meti.go.jp/report/tsuhaku2005/2005honbun\\_p/2005\\_0304.pdf](http://www.meti.go.jp/report/tsuhaku2005/2005honbun_p/2005_0304.pdf)>

<sup>42</sup> ARC 国別情勢研究会編『英国 2015/16 年版』（ARC レポート—経済・貿易・産業報告書—）2015, pp.30-52, 128-129.

<sup>43</sup> 「世界安定は日本主導の G7 で」『日本経済新聞』2016.6.29; 「世界市場混迷 拡散するリスク回避」『週刊東洋経

英国では、ポンド安による輸入品価格上昇等を通じ、景気の後退が懸念されている。他の EU 諸国についても、英国の需要減少を受け同国向けの輸出が減少するなど、景気減速が広がる可能性がある。そして、英国、EU のみならず世界経済に悪影響をもたらしかねない大きな要因となるのが、今後の英国と EU の経済関係の不確実性である。今後、英国と EU の経済関係を規定する新たな協定についての交渉が必要となるが、その間不確実性が継続するため、英国では企業の新規投資の見送り等が生じ、世界市場の不安定さが続くことも懸念されている。<sup>44</sup>

## (2) 中長期的な影響

### (i) 英国・EU 間の協定モデル

中長期の影響は、英国と EU の間で今後締結される協定の内容如何で変化する。想定されるシナリオは、①ノルウェー方式、②スイス方式、③トルコ方式、④カナダ方式、⑤世界貿易機関 (World Trade Organization: WTO) ルールの適用の 5 つである (表 2)<sup>45</sup>。

現状維持に最も近いのが、①EU 非加盟国のノルウェー、アイスランドなどが EU と締結している欧州経済地域 (European Economic Area: EEA) に加盟する方式である<sup>46</sup>。単一市場へのアクセスの大半は維持されるが、EU の政策決定に関与できないにもかかわらず移民の受入れ、EU 法の適用、EU 財政の負担を義務付けられる。

②スイス方式は、個別分野 (スイスの例によると 120 以上の分野) ごとに EU と合意事項を締結する方式、③トルコ方式は、EU との特恵的関税や対外共通関税を約する関税同盟を締結する方式、④カナダ方式は、EU と財やサービスについての自由貿易協定 (Free Trade Agreement: FTA) を締結する方式であり<sup>47</sup>、それぞれ現状より市場アクセスが制限されることが見込まれる。これらのいずれの方式の協定も締結せず離脱した場合、EU にとって英国は日本と同様の「他国」扱いとなり、⑤国際的な WTO のルールが適用されることとなる<sup>48</sup>。

主権を重視しつつより広範な経済的利益の確保を狙う英国側に対し、英国以外の EU 加盟国首脳は、「権利と義務のバランス」を前提に単一市場参加のためには移民の受入れが不可欠との見解を示しており<sup>49</sup>、交渉の難航が予想されている。

### (ii) 影響の予測

英国財務省は、前述のそれぞれのモデルについて、英国経済に与える影響を試算している。いずれのケースにおいても単一市場の利点が減少し (EU のみならず、EU 域外諸国 (地域) へ

済』6669号, 2016.7.9, pp.32-33; 「世界でリスク回避後退」『日本経済新聞』2016.7.13.

<sup>44</sup> みずほ総合研究所「みずほ欧州経済情報 2016年6月号」2016.6.30, pp.1-10. <<http://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/euro-eco/em1606.pdf>>; 「英の EU 離脱「始まりのはじめ」 世界経済地殻変動のマグマ (伊藤元重のエコノウオッチ)」『日経 MJ (流通新聞)』2016.6.29.

<sup>45</sup> 各協定の特徴の詳細は、ジェトロ・ロンドン事務所「英国 BREXIT 問題の経緯と離脱のシナリオ」(後半) 2016.6.14, pp.1-10. <[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/europe/uk/referendum/seminar\\_brexit2.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/uk/referendum/seminar_brexit2.pdf)> 等を参照。

<sup>46</sup> EEA は、欧州自由貿易連合 (European Free Trade Association: EFTA) 加盟国が EU の単一市場に参加するための枠組みであるが、EFTA の加盟国であるスイスは EEA には加盟していない。なお、英国は 1973 年まで EFTA に加盟。

<sup>47</sup> EU・カナダ間の FTA (CETA) は、2016 年 10 月に署名、欧州議会等の承認を経て 2017 年に発効予定とされていた。しかし、欧州委員会への権限集中への批判が高まる中、加盟各国議会の批准を求める声が上がっており、正式発効が遅延する可能性が指摘されている。(「EU とカナダの FTA 正式発効 大幅遅れも」『日本経済新聞』2016.7.6.)

<sup>48</sup> WTO と EU との間の既存の約束事項は、英国の EU 離脱に伴い見直しが必要となり、英国と WTO 間、EU と WTO 間で協議が実施される見通しと報じられている (「WTO 条件、再協議も」『日本経済新聞』2016.7.3.)。

<sup>49</sup> 「英からの統一市場参加 EU 「移動の自由条件」 首脳会合」『朝日新聞』2016.6.30.



のアクセスが制限)、英国の貿易や直接投資の開放度が下がるとする。その結果、15年後の英国の GDP は、①EEA に加盟する場合は 3.8%減、②～④市場アクセスに制限がある協定を締結した場合は 6.2%減、⑤協定を締結せず WTO ルールが適用される場合は 7.5%減となり(いずれも中央値、表 2)、いずれのケースにおいても税収減につながると試算している<sup>50</sup>。その他国際機関等も、貿易・投資の低迷や移民流入の減少等による英国経済への悪影響は、ポンド安による輸出拡大効果や EU への拠出金減額効果を上回るとの見方を示している<sup>51</sup>。英国経済が悪化すれば、他の欧州各国や日米、新興国の GDP も一定程度押し下げられる可能性がある。

表 2 協定モデル別の英国への影響予測

協定モデル (種別)		EU・EU 域外市場へのアクセス		EU に対する義務	英国の GDP
① ノルウェー 方式	EEA	+EU の財・サービス市場へのアクセスの大半を維持 -通関手続コストの増大 (②～⑤も同様) -EU 締結の FTA を利用できず、EU 域外市場へのアクセスは低下の可能性 (②～⑤も同様)		・移民受入れ、EU 法適用、財政負担義務あり	-3.4～ -4.3% 【-3.8%】
二 国 間 協 定	② スイス 方式	分野別 協定	+EU の財市場へのアクセスを維持 (農産品を除き関税撤廃) -EU のサービス市場へのアクセスは大幅に低下 -金融業のシングルパスポート喪失 (③～⑤も同様)	・(スイスの場合) 同上 (EU 法適用範囲等に限定あり)	-4.6～ -7.8% 【-6.2%】
	③ トルコ 方式	関税 同盟	+EU の財市場へのアクセスを維持 (工業品・農業加工品のみ関税撤廃対象) -EU のサービス市場へのアクセスは協定対象外 -EU 域外との貿易交渉に制限あり (EU の FTA 政策との調和が必要)	・(トルコの場合) 移民受入れ、財政負担義務なし (貿易上 EU 規格に従う義務等はない)	
	④ カナダ 方式	FTA	+EU の財市場へのアクセスを維持 (農産品等を除き関税撤廃) -EU のサービス市場へのアクセスは部分的に協定対象	・義務なし (貿易上 EU 規格に従う義務等はない)	
⑤ WTO のみ	国際的 枠組み	-関税・非関税障壁が復活 (関税率等の条件について英国・WTO 間で再協議が必要となる見通し)		・義務なし (貿易上 EU 規格に従う義務等はない)	-5.4～ -9.5% 【-7.5%】

(注 1) +、-は、英国にとってのメリット、デメリットを表す。

(注 2) ①ノルウェー方式、②～④二国間協定、⑤WTO のみ、の順に、市場アクセス及び義務の度合いが低下する。なお、上記は既存の協定の条件であり、交渉次第で上記モデルと異なる条件にもなり得る。

(注 3) 右端の欄は英国財務省による 15年後の英国 GDP の試算。【 】内は中央値。

(出典) HM Treasury, “HM Treasury analysis: the long-term economic impact of EU membership and the alternatives,” Cm 9250, April 2016, p.88. <[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/517415/treasury\\_analysis\\_economic\\_impact\\_of\\_eu\\_membership\\_web.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/517415/treasury_analysis_economic_impact_of_eu_membership_web.pdf)>; 各種報道等を基に筆者作成。

一方で、経済への影響について楽観的な見解も示されている。英国経済への影響については、EU 離脱による規制緩和の効果や EU 域外諸国 (地域) との新たな経済関係構築が期待できること、EU 経済全体では、独仏が英国に代わり新たな拠点となることも想定されるため、プラス面もあること、世界経済への影響については、そもそも英国の世界の GDP に占めるシェアは小さ

<sup>50</sup> HM Treasury, “HM Treasury analysis: the long-term economic impact of EU membership and the alternatives,” Cm 9250, April 2016. <[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/517415/treasury\\_analysis\\_economic\\_impact\\_of\\_eu\\_membership\\_web.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/517415/treasury_analysis_economic_impact_of_eu_membership_web.pdf)>

<sup>51</sup> IMF は 2020 年時点の英国 GDP を、EEA 加盟の場合 (①) 1.4%減、WTO ルール適用の場合 (⑤) 4.5%減と試算している (IMF, “IMF Country Report,” No.16/169, 2016.6. <<http://www.imf.org/external/pubs/ft/scr/2016/cr16169.pdf>>)。OECD は、カナダ方式の FTA (④) が締結されるとしても自由化レベルは制限される等として、2020 年時点の英国 GDP を 3.3%減と試算している (OECD, “The Economic Consequences of Brexit: A Taxing Decision,” 2016.4. <<https://www.oecd.org/eco/The-Economic-consequences-of-Brexit-27-april-2016.pdf>>)。

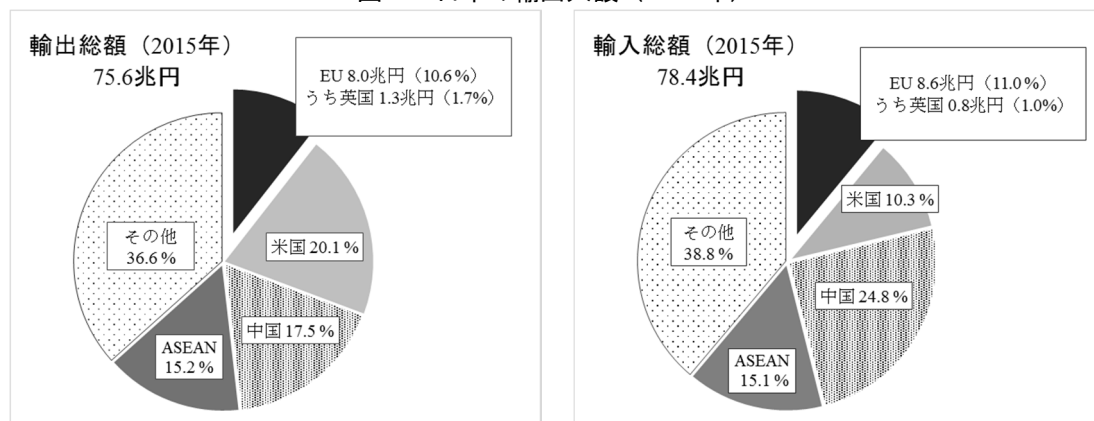
く（名目で 3.9%）、EU 離脱の動きが他加盟国に広がらない限り影響は限定的であること、などによる。<sup>52</sup>

### III 日本への経済的影響

#### 1 日英及び日 EU の経済関係

2015 年の日本からの輸出総額に占める英国のシェアは 1.7%（EU 全体 10.6%）、日本への輸入総額に占める英国シェアは 1.0%（同 11.0%）で、米国、中国などと比べると規模は小さい（図 2）<sup>53</sup>。

図 2 日本の輸出入額（2015 年）



（出典）「地域（国）別輸出入時系列表」（財務省貿易統計）2016.6.29. 税関ウェブサイト <<http://www.customs.go.jp/toukei/info/tsdl.htm>> を基に筆者作成。

一方、日本の対外直接投資残高に占める英国のシェアは 7.0%（EU 全体 22.0%）、対内直接投資の英国シェアは 7.7%（同 38.4%）で、英国・EU は、日本にとって重要な投資先・投資元となっている<sup>54</sup>（表 3）。業種別にみると、対外・対内ともに非製造業の割合が大きい。

表 3 日本の対外・対内直接投資残高（2015 年末）（単位：10 億円、%）

投資先／投資元 （国・地域）	英国		EU		総額
	金額	シェア (%)	金額	シェア (%)	
対外直接投資残高	10,405	7.0	32,572	22.0	147,800
シェア*		7.0		22.0	100.0
対内直接投資残高	1,587	7.7	7,904	38.4	20,569
シェア*		7.7		38.4	100.0

（注）「シェア」の括弧内は、製造業と非製造業の比率を示す。英国残高計は端数処理のため一致しない。

（出典）「3. 業種別・地域別直接投資（3）直接投資残高」『国際収支統計（IMF 国際収支マニュアル第 6 版ベース）』2016.5.24. 日本銀行ウェブサイト <[https://www.boj.or.jp/statistics/br/bop\\_06/index.htm](https://www.boj.or.jp/statistics/br/bop_06/index.htm)> を基に筆者作成。

<sup>52</sup> 野口悠紀雄「イギリスの EU 離脱は経済的に合理的な選択だ」『ダイヤモンド・オンライン』2016.6.30. <<http://diamond.jp/articles/-/93901>>; 「（経済教室）英国、EU 離脱へ（中）岩田健治九州大学教授 新貿易投資協定が焦点に」『日本経済新聞』2016.7.4 等。

<sup>53</sup> ただし、英国へのサービス輸出（輸出額 1.2 兆円）は、図 2 に示した財輸出よりもシェアが 6.1%と高い（吉田健一郎・中村正嗣「英国国民投票の結果と今後の展望」『MIZUHO Research & Analysis』No.2, 2016.6.24, p.17. <<http://www.mizuho-fg.co.jp/company/activity/onethinktank/vol002/pdf/all.pdf>>）。

<sup>54</sup> 国別の対外直接投資残高では、英国は第 4 位の投資先（米国、中国、オランダに次ぐ規模）であり、対内直接投資残高では、英国は第 5 位の投資元（米国、フランス、オランダ、シンガポールに次ぐ規模）である。

## 2 マクロ面の影響

### (1) 日本経済への影響

表 4 に英国の EU 離脱が、短期的に日本経済へ与える影響をまとめた。輸出の減少については、英国への輸出規模が小さいため限定的であるとの見方が多いが<sup>55</sup>、英国の経済減速が EU や世界全体へ波及した場合には、日本の輸出に与える影響は大きくなる。また、投資の減少については、英国の不透明な事業環境が企業の投資抑制の要因となると指摘されている<sup>56</sup>。なお、日本と EU の経済連携を強化するために進められている日 EU・EPA 交渉は、自由貿易に積極的な英国が EU 離脱を決定したことにより推進のエンジンを失うとされ、政府が目標としている年内合意の遅れや頓挫が懸念されている<sup>57</sup>。

表 4 英国の EU 離脱が日本経済へ与える影響（短期）

輸出入・投資への影響 (英国・EU の景気が悪化した場合)	為替レートを通じた影響 (円高が進行・定着した場合)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出の減少：現地需要の減少により、英国・EU 向けの輸出が減少する。</li> <li>・投資の減少：①不確実性の高まりにより、現地での日系企業の投資が減少する。②英国・EU から日本への投資が減少する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業収益の減少：輸出金額・海外現地法人からの配当・ロイヤリティが減少する。</li> <li>・輸出競争力の低下</li> </ul>

(出典)「(経済概況) I. 日本 英国の EU 離脱選択による日本経済への当面の影響」『経済マンスリー』2016.6.30. 三菱東京 UFJ 銀行ウェブサイト <[http://www.bk.mufg.jp/report/whatsnew/monthly\\_all20160630.pdf](http://www.bk.mufg.jp/report/whatsnew/monthly_all20160630.pdf)> 等の経済レポートを基に筆者作成。

為替レートを通じた影響としては、再び円高が進めば、日本経済に悪影響が及ぶことが懸念される。円高は、企業収益の悪化<sup>58</sup>、輸出競争力の低下、設備投資の減少<sup>59</sup>を通じて、雇用の抑制、家計の消費減退まで広く波及するため、円高是正による経済の好循環を目指すアベノミクスにとって逆風になると指摘されている<sup>60</sup>。

日本の実質 GDP 成長率への影響について、民間の調査機関は、英国の EU 離脱に伴い 2016、2017 両年度の成長率が 0.1～0.2%ポイント程度押し下げられると試算している<sup>61</sup>。また、OECD の試算によると、日本の実質 GDP 成長率は、残留ケースと比較して 2018 年までに 0.46%ポイント減少する<sup>62</sup>。

<sup>55</sup> みずほ総合研究所は、英国の内需が 1%減退した場合、日本の輸出が 0.02%減少すると試算している（みずほ総合研究所「英国の EU 離脱による金融市場、経済への影響」2016.6.28, p.19. <<http://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/urgency/report160628.pdf>>）。

<sup>56</sup> 三菱総合研究所「英国の EU 離脱選択を受けた日本の景気見直し改定」『NEWS RELEASE』2016.6.28. <<http://www.mri.co.jp/news/press/uploadfiles/pr20160628pec.pdf>>

<sup>57</sup> 「英国ショック 自由貿易推進に逆風」『毎日新聞』2016.6.30.

<sup>58</sup> 大和証券は、1 ドル=100 円の水準が定着した場合、2016 年度の主要企業 200 社の経常利益が 3.6%減少すると見込んでいる（「緊急特集 英離脱ショック 理想主義の蹉跌で大混乱 立ちすくむ国・企業・市場」『日経ビジネス』1848 号, 2016.7.4, p.13.）。

<sup>59</sup> 三菱総合研究所は、不確実性の高まりにより日本の設備投資の伸びが 0.7%程度抑制されると試算している（三菱総合研究所 前掲注(56)）。

<sup>60</sup> 円高に伴う株安が「逆資産効果」（保有資産の価値減少が消費心理を冷え込ませること）となって個人消費を下押しする可能性も指摘されている（武田淳「アベノミクスに逆風 輸出減、円高で日本も打撃 デフレ逆戻りのリスクが大」『エコノミスト』4458 号, 2016.7.12, pp.34-35.）。

<sup>61</sup> 高野哲彰「英国の国民投票結果を受けて成長率予測を改訂」『短期経済予測』2016.7.4. 日本経済研究センターウェブサイト <<http://www.jcer.or.jp/research/short/detail5042.html>> 等。

<sup>62</sup> OECD, “Economic Outlook,” Volume 2016 Issue 1, June 2016, pp.31-33. <[http://www.keepeek.com/Digital-Asset-Management/oecd/economics/oecd-economic-outlook-volume-2016-issue-1\\_eco\\_outlook-v2016-1-en](http://www.keepeek.com/Digital-Asset-Management/oecd/economics/oecd-economic-outlook-volume-2016-issue-1_eco_outlook-v2016-1-en)>; 同上

中長期的な影響は、英 EU 間の新たな協定次第となるが、交渉の長期化が予想されており、不確実性の高まりにより、日本経済への悪影響が継続するおそれがある。

## (2) 日本銀行・政府の対応

日本銀行は、金融市場の安定のために今後必要に応じて追加緩和を実施する方針を示している。政府は、秋の臨時国会に経済対策を盛り込んだ 2016 年度第 2 次補正予算案を提出することを表明している。英国の EU 離脱等の世界経済の先行き不安に対応するため、当初 5 兆円程度とされていた規模は 10 兆円超に拡大される可能性がある。経済界から為替介入を含めた政策対応を求める声がある一方で、金融緩和の限界や財政の悪化が懸念されている。<sup>63</sup>

## 3 ミクロ面の影響

### (1) 製造業・非製造業（金融業を除く）

2015 年 10 月時点での英国における日系企業数は 1,021 社、うち本店を英国に置く現地法人企業は 470 社に上る。業種別では製造業が最も多く（379 社）、次いで卸売・小売業（121 社）、金融・保険業（89 社）となっている<sup>64</sup>。英国進出の目的としては、現地市場の開拓が最も多い一方で、欧州全域の生産・流通ネットワークの一端、欧州全域の統括、企画開発・研究、情報収集等も多く<sup>65</sup>、ビジネス上重要な機能を担う拠点として進出している企業が目立つ。

製造業では、日本の大手自動車会社 3 社が英国に生産拠点を置き、各社とも生産台数の 8~9 割を EU 域内に輸出している。特に日産自動車は、英国最大規模の自動車生産工場をイングランド北部のサンダーランドに有し、同社の生産台数のうち約 1 割（48 万台）を英国で生産している（トヨタ、ホンダは 2~3%）。日立製作所は、EU 域内への輸出拠点としてイングランド北部のニュートン・エイクリフに鉄道車両工場を設置しているほか、原子力発電所の設計・建設事業も手掛けている。これらの企業は EU 市場への自由なアクセスを前提に英国に生産拠点を置いており、英国や EU 諸国から調達される部品や技術に依存している面も大きい。しかし、EU 離脱後の英 EU 間の新たな経済協定の有無や内容次第では、最終製品の輸出、原材料の輸入等に関税が発生するおそれもある。また、今後、労働者の移動の自由が制限されれば、熟練労働者の不足等、人材難に陥ることも指摘されており、欧州全域でのサプライチェーンの見直しや人員配置の転換が行われる可能性がある<sup>66</sup>。

また、武田薬品工業、アステラス製薬、エーザイなどの製薬メーカーは、英国に工場や研究開発拠点を設置している。これは、EU の医薬品審査を担当する欧州医薬品庁（European Medicines Agency: EMA）がロンドンに立地しており、EMA の承認を得れば EU 域内での販売が可能となる「中央承認審査方式」が採られていることを背景としている。そのため、EMA の他国への移転や、英国が受け入れていた EU の規制・法制の変更の有無が注目されている<sup>67</sup>。ま

<sup>63</sup> 「経済対策 10 兆円超に拡大」『読売新聞』2016.6.26; 「円高基調 企業が懸念」『朝日新聞』2016.6.28; 「社説 英の離脱と日本 拙速避け冷静に対応を」『毎日新聞』2016.6.28.

<sup>64</sup> 外務省領事局政策課 前掲注(4), pp.112-113.

<sup>65</sup> 「2016 会社別編 海外進出企業総覧」『週刊東洋経済』6661 号, 2016.5.26, p.2001.

<sup>66</sup> ジェトロ・ロンドン事務所 前掲注(45), p.40; 「企業の選択 英国を脱出すべきか」『週刊東洋経済』6669 号, 2016.7.9, pp.36-37 等。

<sup>67</sup> 吉田・中村 前掲注(53), p.23; 榊原定征「英国の EU 離脱問題について」（平成 28 年第 11 回経済財政諮問会議資料 3）2016.6.28, p.2. 内閣府ウェブサイト <[http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2016/0628/shiryo\\_03.pdf](http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2016/0628/shiryo_03.pdf)>

た、離脱交渉次第ではあるが、研究開発に係る EU からの資金配分の消失、他の EU 加盟国との共同研究機会の減少等による研究開発人材の流出が懸念されている。英国独自の薬事規制の採用や研究開発人材の流出は、英国の事業拠点としての優位性を失わせるものであり、日本企業の立地戦略に影響が出かねない。

非製造業についても、英国に物流拠点を置く卸売・小売業、サービス拠点を置く情報通信業等、多くの企業が英国の EU 離脱に伴う影響を懸念しており、関税や税制、サービス自由化に関する制度変更への関心が高い<sup>68</sup>。

表 5 のように、英国の EU 離脱は、サービスや投資の自由、労働者の移動、法制・規制の調和（共通化）等が見直されることを意味する。また、中長期にわたってこれらの制度が定まらないおそれもあり、企業にとっては事業戦略の見直しを迫られる可能性がある。さらに、英国は EU が EU 域外と結んでいる FTA 等の枠組みからも除外されるため、英国を拠点に EU 域外と取引をしている企業は、英国が EU 域外の国（地域）と新たにどのような FTA 等を結ぶかの影響を受けることになる。

表 5 英国の EU 離脱がもたらす英日本企業への主な影響（想定）

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・関税率上昇、非関税障壁の発生⇒コストの増加、手続の煩雑化</li> <li>・労働者の移動の自由の制限⇒人材難</li> <li>・知的財産制度・競争法等法制の変更、規制基準・認証制度の変更⇒新たな法制・規制基準への対応、認証・権利等の再取得</li> <li>・欧州医薬品庁（EMA）の他国への移転、他の EU 加盟国との共同研究機会の減少、研究開発に係る EU からの資金配分の消失⇒人材流出、研究開発能力の低下、産業集積の減退</li> <li>・為替レートの変動、景気低迷、市場の縮小、税制の変更、政治的混乱の長期化等</li> </ul> |
|--|

（出典）各種報道等を基に筆者作成。

## （2）金融業

1980 年代から金融市場改革（ビッグバン）を進め、世界有数の競争力を誇る国際金融センターに成長したロンドン<sup>69</sup>を擁する英国は、欧州における日本の金融機関の主要な進出先となってきた<sup>70</sup>。大手金融機関では、三井住友銀行、大和証券グループ本社、野村ホールディングス等が英国で取得した免許で EU 域内における事業を展開しており、EU 離脱によりそれらの免許が失効することを懸念する声は多い<sup>71</sup>。EU の単一免許制度（シングルパスポート・ルール）の下では、金融機関は、本店所在国の監督当局から認可を得れば、他国でも業務展開を認められる。一方で、EU 域内に展開する金融機関の監督は、当該認可を与えた本国の監督当局が行うこととされ、加盟各国は、本国の規制（認可）と監督を相互に承認し合う仕組みとなっている<sup>72</sup>。このような規制体系は、銀行、証券、保険等の業態別に、それぞれ対応する EU 指令で定めら

<sup>68</sup> 「ワコール HD 仏に物流拠点移転 検討」『読売新聞』2016.7.5; 「英国事業 前提揺らぐ」『日本経済新聞』2016.6.26。

<sup>69</sup> 英調査会社 Z/Yen が発表する「国際金融センター指数」によると、2015 年のロンドンのランキングは第 1 位である（Mark Yeandle and Z/Yen Group Limited, “Global Financial Centres Index 19,” March 2016. Z/Yen Group website <<http://www.longfinance.net/global-financial-centre-index-19.html>>）。

<sup>70</sup> 日本の金融サービス輸出額（2015 年）ベースで、英国及び欧州（英国を含む）のシェアは、それぞれ全体の 31.3%、44.8%となっている（「3. 業種別・地域別直接投資（3）直接投資残高」『国際収支統計（IMF 国際収支マニュアル第 6 版ベース）』2016.5.24. 日本銀行ウェブサイト <[https://www.boj.or.jp/statistics/br/bop\\_06/index.htm/](https://www.boj.or.jp/statistics/br/bop_06/index.htm/)>）。

<sup>71</sup> 一方で、三菱東京 UFJ 銀行やみずほ銀行は、現地法人をアムステルダムに置いているため、離脱の影響は軽微と見られる（「日本の金融機関も対応探る」『朝日新聞』2016.6.28.）。

<sup>72</sup> 岩田健治「第 7 章 ヨーロッパの金融システム」田中素香ほか『現代ヨーロッパ経済 第 4 版』有斐閣、2014, pp. 195-225; 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「諸外国における金融制度の概要」2014.3. 金融庁ウェブサイト <<http://www.fsa.go.jp/common/about/research/20140603/01.pdf>>

れている<sup>73</sup>。英国の離脱に伴い結ばれる EU との新協定が、EEA に加盟するノルウェー方式となれば、単一免許制度が維持されるが、他方式となれば不適用となると見られる<sup>74</sup>。このため、一部の金融機関には、免許失効を見越して人員や機能の再配置を検討する動きがあると報じられている<sup>75</sup>。

英国が EU の政策決定に行使してきた影響力を失うことで、ロンドンの国際金融センターとしての競争力が低下し、日本の金融機関の事業の見通しに影響が生じる可能性もある。例えば、近年英国で企業買収を進めてきた損害保険業界からは、世界最大の保険市場であるロイズ (Lloyd's) の弱体化を懸念する声が出ている<sup>76</sup>。また、従来、非ユーロ圏の英国内においても、ユーロ建て取引の決済業務を行うことが可能であったが、今後は困難になることが予想される<sup>77</sup>。さらに、2008 年秋の世界金融危機以降、EU レベルの金融規制監督改革が進展し、欧州金融監督システム (European System of Financial Supervision: ESFS) が構築されてきたが、英国はこの枠組みからも脱退すると見られる<sup>78</sup>。もっとも、国際取引契約では主に英米法が準拠法とされているほか、法律・会計事務所や取引所等が集積し、離脱により規制緩和が可能となること等から、国際金融センターとしてのロンドンの地位は必ずしも揺るがないとの見方もある<sup>79</sup>。

## おわりに

メイ新首相は、今後、EU 離脱のための準備を進めつつ、正式な離脱通知を行うタイミングを慎重に見極めることになる<sup>80</sup>。通知後 2 年を目途として離脱交渉が行われる。また、英国は、EU や EU 域外の国 (地域) と新しい協定を結び、離脱後の経済関係を整備することになる。EU との関係において、英国は、移民の受入れや EU 拠出金の負担を見直しつつ、単一市場へのアクセスを可能な限り維持し、経済への悪影響を避けることを目指すことになる。一方、EU 側は、物品の移動、サービスの移動、資本の移動、人の移動の 4 つを一体と考えており、この原

<sup>73</sup> 例えば、信用機関 (銀行業務を営む機関) に関する「第 4 次資本要件指令」 (“Directive 2013/36/EU of the European Parliament and of the Council of 26 June 2013.” Eur-Lex website <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1469007434169&uri=CELEX:02013L0036-20150101>>) 等。

<sup>74</sup> 個別分野ごとに合意を締結する方式を採った場合も、交渉次第で制度維持の可能性は残る。スイスは現在、保険分野の一部のみ EU と免許を共有している (『日本経済新聞』前掲注(52))。

<sup>75</sup> 「英国ショック シティ地盤沈下 金融機関移転検討」『毎日新聞』2016.6.28。

<sup>76</sup> 「損保各社「ロイズ弱体化」警戒」『産経新聞』2016.7.1; 「損保協会・北沢新会長 英の EU 離脱懸念」『毎日新聞』2016.7.1。なお、東京海上日動は 2008 年に英大手保険グループのキルンを、損害保険ジャパン日本興亜は 2014 年に英中堅損保のキャノピアスを、三井住友海上火災保険は 2016 年に英大手損保のアムリンを、それぞれ買収している。

<sup>77</sup> 倉都康行「金融街シティでは失業者 10 万人超えも」『日経ビジネスオンライン』2016.6.29。<<http://business.nikkeibp.co.jp/atcl/opinion/15/230160/062700014/>>; 「仏、企業・人材の誘致策」『日本経済新聞』2016.7.7, 夕刊。

<sup>78</sup> ESFS の一翼を担う機関として、ロンドンに欧州銀行監督機構 (European Banking Authority: EBA) が置かれているが、移転が予想される (「金融立国」英の行方は 拠点移転やユーロ取引減の可能性」『朝日新聞』2016.6.28.)。なお、EU の規制監督から外れることにより、ロンドンの競争力が強化される面もあると見られる (「EU、銀行ボーナスに上限 高リスクの取引抑制」『日本経済新聞』2013.3.1, 夕刊; 「欧州銀行監督機構、銀行ボーナス規制の新指針を公表」『ロイター』2015.3.4。<<http://jp.reuters.com/article/idJPL4N0W640U20150304>>.)。

<sup>79</sup> 黒木亮「EU 離脱後も揺るがない、金融立国の牙城」『日経ビジネスオンライン』2016.7.6。<[http://business.nikkeibp.co.jp/atcl/report/15/110879/070400384/?n\\_cid=nbpnbo\\_mlpus](http://business.nikkeibp.co.jp/atcl/report/15/110879/070400384/?n_cid=nbpnbo_mlpus)>; 「震える世界 どう見る EU 離脱 (中) 大和証券グループ本社社長日比野隆司氏 シティの代替はない」『日本経済新聞』2016.7.9。

<sup>80</sup> メイ首相は、就任直後に行った独伊首脳との個別の電話会談において、国民投票で示された国民の意思である EU 離脱を実行することを強調した上で、その交渉の準備のための時間が必要なことを説明している (“PM calls with European leaders,” 13 July 2016. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/news/pm-calls-with-european-leaders-13-july-2016>>.)。

則を守ることで、英国以外の国にも EU 離脱が広がる「ドミノ」のリスクを抑制しなければならない。限られた時間の中で、厳しい交渉が続くことが見込まれる。

英国の EU 離脱の経済への影響は、本質的には、英国と EU 間や英国と EU 域外の国（地域）との新しい経済的な枠組み次第である。その結果は、当事者である英国と EU のみならず、世界経済にも影響を及ぼすことになる。新しい枠組みが固まるまでは、様々な憶測によって市場が動揺することや、不透明感のために企業活動が停滞するおそれがある。日本については、再び円高が進むことで経済に下押し圧力がかかることが懸念されている。

英国の EU 離脱は、本稿が整理した経済的な影響のみならず、政治的な影響も注目されている。英国内では、地域や年齢によって意見が大きく異なる国民の声を、離脱交渉の中で、どのように集約していくかが課題となる。特に、スコットランドや北アイルランドにおいて独立論の高まりが報じられており、その動向が注目される。また、EU においては、英国以外の加盟国でも離脱論が広がる可能性があり、EU の組織や統合の在り方が問われることになろう。国際政治においても、EU の縮小がリーダーシップの低下につながり、国際社会の不安定要素となることが懸念される。第二次世界大戦後の国際秩序形成の一角を担ってきた欧州統合の行方は、ここにきて不透明感を増している。英国の EU 離脱の帰趨（すう）は、日本の政治経済に大きな影響を及ぼす問題として、留意していく必要がある。

#### 【執筆者一覧】

はじめに	総合調査室	
I 英国と EU	海外立法情報課	島村 智子
1 英国と EU をめぐるこれまでの経緯		
2 EU 離脱に係る国民投票		
3 EU 脱退の手続と英国の脱退に伴う制度変更		
II 英国の EU 離脱がもたらす世界経済への影響	経済産業課	田中菜採兒
1 英国と EU の経済関係		
2 英国、EU 及び世界への影響		
III 日本への経済的影響		
1 日英及び日 EU の経済関係	経済産業課	渡嘉敷美乃
2 マクロ面の影響	経済産業課	渡嘉敷美乃
3 ミクロ面の影響	経済産業課	鈴木 絢子
	財政金融課	大森 健吾
おわりに	経済産業調査室	小池 拓自

#### 【責任編集】

総合調査室  
経済産業調査室・課